

令和2年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第29号
地域資源マネジメント研究科紀要編集委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地域資源マネジメント研究科紀要編集委員会（以下、委員会という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域資源マネジメント研究科が発行する紀要（以下、紀要という。）の編集に関して必要な事項を審議する。

(名称)

第3条 紀要の名称は、地域資源マネジメント研究（Journal of Regional Resource Management）とする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域資源マネジメント研究科教授会で選出された委員3名
- (2) 必要と認めた場合に選出される委員

(任期)

第5条 前条に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(在任期間に関する特例)

第5条の規程に関わらず、令和2年度の委員の任期は令和3年3月31日までとする。